予算及び予算に関する説明書

平成3年度

嬉 野 市

平成30年度

嬉野市 予算 嬉野市予算に関する説明書

佐賀県嬉野市

平成30年度

予算及び予算に関する説明書

嬉

野

市

こうないでは、

嬉野市予算に関する説明書 上

平成30年度

佐賀県嬉野市

_		般		会		計・・	 		1	浄	化		槽	• • •	 	 2
					歳	入 …	 		3			歳	入		 	 30
					歳	出・・	 	•••	6			歳	出		 	 3
玉	民	健		康	保	険 …	 		11	嬉野第七	土地区画整	理事第	美費		 	 33
					歳	入··	 		12			歳	入		 	 34
					歳	出・・	 	• • •	14			歳	出		 	 3
後	期	高	齢	者	医	療・・	 		17	嬉野第八	土地区画整	理事第	美費		 	 3
					歳	入··	 		18			歳	入		 	 38
					歳	出 …	 	• • •	19			歳	出		 	 39
農	業	集		落	排	水··	 		21	嬉野温泉駅	周辺土地区画	整理事	業費		 	 4
					歳	入··	 		22			歳	入		 	 42
					歳	出 …	 	• • •	23			歳	出		 	 43
公	共 -	下力	〈道	道 事	業	費 …	 		25							
					歳	入 …	 		26							
					歳	出 …	 	• • •	27							

一般 会計

議案第号

平成30年度 嬉野市一般会計予算

平成30年度嬉野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,566,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、 期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率 及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

	款	項	金	額
1	市税			2,512,018
		1 市民税		969,989
		2 固定資産税		1,105,714
		3 軽自動車税		96,645
		4 市町村たばこ税		269,452
		5 入湯税		70,218
2	地方譲与税			102,000
		1 地方揮発油譲与税		29,000
		2 自動車重量譲与税		73,000
3	利子割交付金			2,000
		1 利子割交付金		2,000
4	配当割交付金			5,000
		1 配当割交付金		5,000
5	株式等譲渡所得割交付金			1,000
		1 株式等譲渡所得割交付金		1,000
6	地方消費税交付金			450,000
		1 地方消費税交付金		450,000
7	自動車取得税交付金			15,000
		1 自動車取得税交付金		15,000
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金			300
		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300
9	地方特例交付金			9,000
		1 地方特例交付金		9,000
10	地方交付税			4,260,000

款	項	金	額
	1 地方交付税		4,260,000
11 交通安全対策特別交付金			3,100
	1 交通安全対策特別交付金		3,100
12 分担金及び負担金			170,877
	1 分担金		5,548
	2 負担金		165,329
13 使用料及び手数料			266,940
	1 使用料		61,876
	2 手数料		205,064
14 国庫支出金			2,102,789
	1 国庫負担金		1,630,725
	2 国庫補助金		463,208
	3 委託金		8,856
15 県支出金			1,264,408
	1 県負担金		719,425
	2 県補助金		480,644
	3 委託金		64,339
16 財産収入			18,141
	1 財産運用収入		18,137
	2 財産売払収入		4
17 寄附金			1,700,002
	1 寄附金		1,700,002
18 繰入金			969,784
	1 特別会計繰入金		15
	2 基金繰入金		969,769

款	項	金	額
19 繰越金			1
	1 繰越金		1
20 諸収入			394,840
	1 延滞金、加算金及び過料		1,500
	2 市預金利子		172
	3 貸付金元利収入		224,000
	4 受託事業収入		662
	5 雑入		168,506
21 市債			1,318,800
	1 市債		1,318,800
歳 入	合 計		15,566,000

(歳 出)

款	項	金	額
1 議会費			150,525
	1 議会費		150,525
2 総務費			2,919,218
	1 総務管理費		2,659,288
	2 徴税費		143,089
	3 戸籍住民基本台帳費		64,821
	4 選挙費		26,910
	5 統計調査費		8,466
	6 監査委員費		16,644
3 民生費			5,491,933
	1 社会福祉費		2,630,812
	2 児童福祉費		2,246,353
	3 生活保護費		614,768
4 衛生費			1,018,426
	1 保健衛生費		280,182
	2 清掃費		681,859
	3 上水道費		56,385
5 労働費			10,466
	1 労働諸費		10,466
6 農林水産業費			941,668
	1 農業費		891,751
	2 林業費		49,767
	3 水産業費		150
7 商工費			579,541

	款	項	金	 額
	示人		並	
		1 商工費		579,541
8	土木費			751,358
		1 土木管理費		40,170
		2 道路橋りょう費		146,302
		3 河川費		2,883
		4 都市計画費		532,701
		5 住宅費		10,309
		6 新幹線費		18,993
9	消防費			483,830
		1 消防費		483,830
10	教育費			1,800,747
		1 教育総務費		187,388
		2 小学校費		145,798
		3 中学校費		62,127
		4 社会教育費		300,216
		5 保健体育費		1,105,218
11	災害復旧費			19,077
		1 農林水産施設災害復旧費		13,490
		2 公共土木施設災害復旧費		5,587
12	公債費			1,379,211
		1 公債費		1,379,211
13	予備費			20,000
		1 予備費		20,000
				-,•••
				15,566,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事項	期	間		限	度	額	
市報作成に係る委託料	平成314	 手度	予算で定める額				
放課後児童健全育成事業に係る委託料	平成31年度から平原	成33年度まで	各年度の予算で定る	める額			
特別支援学校放課後児童健全育成事業に 係る委託料	平成31年度から平原	成33年度まで	各年度の予算で定る	める額			

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業	千円 29, 700	普通貸借又は 証 券 発 行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者と協定するものによ る。ただし、市財政の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業	697, 500	IJ	IJ	II
現年補助災害復旧事業	3, 800	IJ	IJ	IJ
臨 時 財 政 対 策 債	330, 000	n,	II	II
合併特例債事業	257, 800	II	II	"
計	1, 318, 800			

特 別 会 計

平成30年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算

議案第 号

平成30年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算

平成30年度嬉野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,412,793千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

73 1 12 (NX	T	I	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			584,544
	1 国民健康保険税		584,544
2 使用料及び手数料			300
	1 手数料		300
3 国庫支出金			1
	1 国庫補助金		1
	国庫負担金		0
4 県支出金			2,514,593
	1 県補助金		2,514,593
	県負担金		0
5 財産収入			1
	1 財産運用収入		1
6 繰入金			306,656
	1 他会計繰入金		306,656
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			6,697
	1 延滞金、加算金及び過料		1,501
	2 雑入		5,196
療養給付費等交付金			0
	療養給付費等交付金		0
前期高齢者交付金			0
	前期高齢者交付金		0
共同事業交付金			0

款	項	金	額
	共同事業交付金		0
歳 入	合 計		3,412,793

(歳 出)

款	項	金	額
1 総務費			58,240
	1 総務管理費		52,488
	2 徴税費		2,651
	3 医療費適正化特別対策事業費		3,101
	運営協議会費		0
2 保険給付費			2,433,944
	1 療養諸費		2,085,700
	2 高額療養費		334,135
	3 移送費		2
	4 出産育児諸費		12,607
	5 葬祭諸費		1,500
3 国民健康保険事業費納付金			875,867
	1 医療給付費		671,354
	2 後期高齢者支援金等		148,509
	3 介護納付金		56,004
4 保健事業費			35,398
	1 特定健康診査等事業費		24,865
	2 保健事業費		10,533
5 基金積立金			1
	1 基金積立金		1
6 共同事業拠出金			1
	1 共同事業拠出金		1
7 公債費			137
	1 公債費		137

±h	+=		÷Ξ
款	項	金	額
8 諸支出金			4,205
	1 償還金及び還付加算金		4,203
	2 繰出金		2
9 予備費			5,000
	1 予備費		5,000
後期高齢者支援金等			0
	後期高齢者支援金等		0
前期高齢者納付金等			0
	前期高齢者納付金等		0
老人保健拠出金			0
	老人保健拠出金		0
介護納付金			0
	介護納付金		0
	 合 計		3,412,793

平成30年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

議案第号

平成30年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,512千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

款	項	金	額
1 後期高齢者医療保険料			212,620
	1 後期高齢者医療保険料		212,620
2 使用料及び手数料			70
	1 手数料		70
3 繰入金			137,055
	1 一般会計繰入金		137,055
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 諸収入			766
	1 延滞金、加算金及び過料		1
	2 償還金及び還付加算金		200
	3 特定健康診査等受託費		563
	4 雑入		2
歳			350,512

(歳 出)

	款	項	金	額
1 総務費				3,242
		1 総務管理費		320
		2 徴収費		2,359
		3 保健事業費		563
2 後期高齢者医	療広域連合納付金			346,941
		1 後期高齢者医療広域連合納付金		346,941
3 諸支出金				201
		1 償還金及び還付加算金		200
		2 繰出金		1
4 公債費				28
		1 公債費		28
5 予備費				100
		1 予備費		100
歳	出	合 計		350,512

平成30年度 嬉野市農業集落排水特別会計予算

議案第号

平成30年度 嬉野市農業集落排水特別会計予算

平成30年度嬉野市の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ370、452千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表(歳 入)

款		I	 頁	金	額
1 分担金及び負担金					1,500
		1 分担金			1,500
2 使用料及び手数料					56,727
		1 使用料			56,647
		2 手数料			80
3 繰入金					311,463
		1 他会計繰入金			311,463
4 繰越金					1
		1 繰越金			1
5 諸収入					761
		1 雑入			761
歳	λ	合	計		370,452

款	項	金	額
1 事業費			110,698
	1 事業費		110,698
2 公債費			258,754
	1 公債費		258,754
3 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳出	合 計		370,452

平成30年度 嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算

平成30年度 嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算

平成30年度嬉野市の嬉野都市計画下水道事業公共下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ477,601千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

平成30年3月2日提出

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

款		項	金	額
1 分担金及び負担金				3,750
		1 負担金		3,750
2 使用料及び手数料				69,825
		1 使用料		69,685
		2 手数料		140
3 国庫支出金				75,000
		1 国庫補助金		75,000
4 財産収入				1
		1 財産運用収入		1
5 繰入金				190,364
		1 繰入金		190,364
6 繰越金				1
		1 繰越金		1
7 諸収入				60
		1 雑入		60
8 市債				138,600
		1 市債		138,600
歳	λ	合 計		477,601

款	項	金	額
1 事業費			325,386
	1 事業費		325,386
2 公債費			151,215
	1 公債費		151,215
3 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳 出	合 計		477,601

第 2 表 地 方 債

	起	債	\mathcal{O}	目	的		限	度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公	共	下	水	道	事	業		千円 138,600	普通貸借又は 証 券 発 行	3. 0%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金について、利 率見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者と協定するものによ る。ただし、市財政の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。
			計					138, 600			

平成30年度 嬉野市浄化槽特別会計予算

平成30年度 嬉野市浄化槽特別会計予算

平成30年度嬉野市の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,145千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月2日提出

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

項	金	額
		15,500
1 分担金		15,500
		8,432
1 使用料		8,232
2 手数料		200
		55,065
1 国庫補助金		55,065
		35,046
1 繰入金		35,046
		1
1 繰越金		1
		1,001
1 雑入		1,001
		44,100
1 市債		44,100
		159,145
	1 使用料 2 手数料 1 国庫補助金 1 繰入金 1 繰放金 1 输入	1 使用料 2 手数料 1 国庫補助金 1 繰入金 1 繰越金 1 排入

款	項	金	額
1 事業費			155,339
	1 事業費		155,339
2 公債費			2,806
	1 公債費		2,806
3 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳出	合 計		159,145

第 2 表 地 方 債

	起債	\mathcal{O}	目的		限	度 額	起債の方法	利 率	償 還の方法
消	· 化	槽	事	業		千円 44,100	普通貸借又は 証 券 発 行	3.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金について、利 率見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者と協定するものによ る。ただし、市財政の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。
		計				44, 100			

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算

平成30年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,004千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日提出

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

款		項	金	額
1 財産収入				12
	1 !	財産売払収入		1
	2 !	財産運用収入		11
2 繰入金				70,990
	1 -	一般会計繰入金		70,990
3 繰越金				1
	1 #	繰越金		1
4 諸収入				1
	1 3	維入		1
歳	λ	 合 計		71,004

款	項	金	額
1 土木費			2,349
	1 都市計画費		2,349
2 公債費			68,543
	1 公債費		68,543
3 諸支出金			12
	1 繰出金		12
4 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出	合 計		71,004

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算

平成30年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,912千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日提出

歳 入 歳 出 予 算

第1表(歳 入)

款		項	金	額
1 財産収入				122
	1 財産売払収力	\		1
	2 財産運用収入	\		121
2 繰入金				43,788
	1 一般会計繰	∖金		43,788
3 繰越金				1
	1 繰越金			1
4 諸収入				1
	1 雑入			1
歳	入合	計		43,912

款	項	金	額
1 土木費			2,267
	1 都市計画費		2,267
2 公債費			41,545
	1 公債費		41,545
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出	合 計		43,912

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算

平成30年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,664千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

平成30年3月2日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

が火人			(112:113)
款	項	金	額
1 国庫支出金			57,750
	1 国庫補助金		57,750
	委託金		0
2 県支出金			3,730
	1 県補助金		3,730
3 繰入金			122,083
	1 一般会計繰入金		122,083
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 市債			37,100
	1 市債		37,100
	 合 計		220,664
7.V	H		220,004

歳出 (単位:千円)

款	項	金	額
1 土木費			171,753
	1 都市計画費		171,753
2 公債費			48,411
	1 公債費		48,411
3 予備費			500
	1 予備費		500
歳 出			220,664

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	千円 37, 100	普通貸借又は 証 券 発 行	3.0%以内(ただし、利率見直 し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する ものによる。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
計	37, 100			